

認定こども園の設備及び運営に係る基準について

1 幼保連携型認定こども園の基準（主なもの）

項目	基準																	
①学級編制	<p>一学級の園児数を35人以下としなければならない。</p> <p>学級ごとに担当する専任の保育教諭等（※）を一人以上置かなければならない。</p> <p>※ 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師</p>																	
②職員配置 (算出方法)	<table border="1" data-bbox="443 792 1206 1155"> <thead> <tr> <th rowspan="2">園児の区分</th> <th colspan="2">職員配置基準</th> </tr> <tr> <th>新基準(R6.4～)</th> <th>旧基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>3人に1人</td> <td>3人に1人</td> </tr> <tr> <td>1～2歳児</td> <td>6人に1人</td> <td>6人に1人</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td><u>15人に1人</u></td> <td>20人に1人</td> </tr> <tr> <td>4～5歳児</td> <td><u>25人に1人</u></td> <td>30人に1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 可能な限り、新しい基準で配置できるよう務めてください。</p> <p>※ 常時2人を下回ってはならない。</p>	園児の区分	職員配置基準		新基準(R6.4～)	旧基準	0歳児	3人に1人	3人に1人	1～2歳児	6人に1人	6人に1人	3歳児	<u>15人に1人</u>	20人に1人	4～5歳児	<u>25人に1人</u>	30人に1人
園児の区分	職員配置基準																	
	新基準(R6.4～)	旧基準																
0歳児	3人に1人	3人に1人																
1～2歳児	6人に1人	6人に1人																
3歳児	<u>15人に1人</u>	20人に1人																
4～5歳児	<u>25人に1人</u>	30人に1人																
③職員配置	<p>上記区分ごとに算定した数に一未満の端数を生じたときは、これを一に切り上げる。</p>																	
④職員資格 (免許・資格)	<p>幼稚園教諭普通免許状かつ保育士資格登録（＝保育教諭等）</p> <p>※ 新制度施行後<u>15</u>年間の経過措置（～令和<u>11</u>年度）</p> <p>→幼稚園教諭の免許状所有者又は保育士資格登録者のいずれか一方であれば保育教諭となれる。</p> <p><u>ただし、主幹保育教諭・指導保育教諭に係る特例措置の延長の期間は令和8年度末までとする。</u></p>																	
⑤施設設備 (必要施設)	<p>園舎（職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備）及び園庭</p>																	

項目	基準								
⑥施設設備 (保育室等の面積)	<table border="1" data-bbox="480 309 1374 595"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 309 1106 376">保育室等の区分</th> <th data-bbox="1106 309 1374 376">必要面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 376 1106 443">乳児室 (満2歳未満でほふくしない園児)</td> <td data-bbox="1106 376 1374 443">1. 65 m²/人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 443 1106 510">ほふく室 (満2歳未満でほふくする園児)</td> <td data-bbox="1106 443 1374 510">3. 3 m²/人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 510 1106 595">保育室又は遊戯室 (満2歳以上)</td> <td data-bbox="1106 510 1374 595">1. 98 m²/人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="443 674 1482 819"> ※ 既存幼稚園 (幼稚園型含む) の幼保連携型への移行特例 → 下記「⑦施設整備 (園舎の面積)」要件を満たす場合には、満3歳以上児の保育室については上表の基準を適用しないことができる。 </p>	保育室等の区分	必要面積	乳児室 (満2歳未満でほふくしない園児)	1. 65 m ² /人	ほふく室 (満2歳未満でほふくする園児)	3. 3 m ² /人	保育室又は遊戯室 (満2歳以上)	1. 98 m ² /人
保育室等の区分	必要面積								
乳児室 (満2歳未満でほふくしない園児)	1. 65 m ² /人								
ほふく室 (満2歳未満でほふくする園児)	3. 3 m ² /人								
保育室又は遊戯室 (満2歳以上)	1. 98 m ² /人								
⑦施設設備 (園舎の面積)	<p data-bbox="408 920 863 954">園舎・・・①+②以上とすること</p> <p data-bbox="440 965 1286 999">① 学級部分 (満3歳以上児部分) (「①-1」又は「①-2」)</p> <div data-bbox="448 1010 1278 1111" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p data-bbox="496 1021 959 1055">①-1 (1学級) 180 m²以上</p> <p data-bbox="496 1066 1278 1099">①-2 (2学級以上) 320 + 100 × (学級数 - 2) m²</p> </div> <p data-bbox="440 1133 1270 1167">② 満3歳未満児部分 (「②-1」 + 「②-2」 + 「②-3」)</p> <div data-bbox="448 1178 1445 1335" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p data-bbox="496 1189 1445 1223">②-1 満2歳児未満のほふくをしない子ども1人につき1. 65 m²</p> <p data-bbox="496 1234 1350 1267">②-2 満2歳児未満のほふくする子ども1人につき3. 3 m²</p> <p data-bbox="496 1279 1350 1312">②-3 満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき1. 98 m²</p> </div> <p data-bbox="432 1379 1437 1458"> ※ 既存保育所 (保育所型含む) の幼保連携型への移行特例 → 「①学級部分」 (満3歳以上児) の面積は1. 98 m²/人以上で可。 </p>								
⑧施設設備 (園庭の面積)	<p data-bbox="408 1570 1350 1603">園庭・・・(「①-1」と「①-2」の大きい方)+②以上とすること</p> <p data-bbox="440 1626 999 1659">① 学級部分 (「①-1」又は「①-2」)</p> <div data-bbox="448 1671 1198 1771" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p data-bbox="496 1682 1198 1715">①-1 (2学級以下) 330 + 30 × (学級数 - 1)</p> <p data-bbox="608 1727 1198 1760">(3学級以上) 400 + 80 × (学級数 - 3)</p> </div> <p data-bbox="496 1783 1158 1816">①-2 満3歳以上の子ども1人につき3. 3 m²</p> <p data-bbox="440 1850 983 1883">② 満2歳の子ども1人につき3. 3 m²</p> <p data-bbox="432 1928 1474 2007"> ※ 既存幼稚園 (幼稚園型含む) の幼保連携型への移行特例 → 「①-1」 + ②を満たせば可。(「①-2」は適用しないことができる。) </p>								

項目	基準															
⑨施設設備 (食事提供)	<p>自園調理が原則（例外規定あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 満3歳未満児に対する食事の外部搬入は不可。 ※ 満3歳以上児については、一定の要件を満たす場合に限り外部搬入可。 ※ 食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人未満の場合、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供するべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可。 															
⑩園舎の 階数 ・保育室の 設置階	<p>園舎は2階建て以下が原則。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な事業がある場合は3階建以上も可。 ・保育室等は園舎が耐火建築物で保育所基準を満たしていれば2階に設置可。 ・満3歳未満児の保育室等は、園舎が耐火建築物で保育所基準を満たしていれば、3階以上に設置可。 ・満3歳以上児の保育室等は、3階以上の設置は原則不可。 <p>【各階に保育室等を設ける場合の耐火・防火の条件】</p> <table border="1" data-bbox="416 1140 1461 1937"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1140 552 1200">保育室等 設置階</th> <th data-bbox="552 1140 1007 1200">常用設備</th> <th data-bbox="1007 1140 1461 1200">避難用設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1200 552 1422">4階 以上</td> <td data-bbox="552 1200 1007 1422"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 </td> <td data-bbox="1007 1200 1461 1422"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（一部省略） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1422 552 1644">3階</td> <td data-bbox="552 1422 1007 1644"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段 </td> <td data-bbox="1007 1422 1461 1644"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（一部省略） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに順ずる設備 3 屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1644 552 1890">2階</td> <td data-bbox="552 1644 1007 1890"> 1 屋内階段 2 屋外階段 </td> <td data-bbox="1007 1644 1461 1890"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（一部省略） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに順ずる設備 4 屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1890 552 1937">1階</td> <td data-bbox="552 1890 1007 1937">—</td> <td data-bbox="1007 1890 1461 1937">—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 上表の「避難用設備」欄は一部記載を省略している。 ※ 上表の常用、非常用をそれぞれ一つずつ設けなければならない。 	保育室等 設置階	常用設備	避難用設備	4階 以上	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（一部省略） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	3階	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（一部省略） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに順ずる設備 3 屋外階段	2階	1 屋内階段 2 屋外階段	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（一部省略） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに順ずる設備 4 屋外階段	1階	—	—
保育室等 設置階	常用設備	避難用設備														
4階 以上	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（一部省略） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段														
3階	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（一部省略） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに順ずる設備 3 屋外階段														
2階	1 屋内階段 2 屋外階段	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（一部省略） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに順ずる設備 4 屋外階段														
1階	—	—														

項目	基準
⑩園舎の 階数 ・保育室の 設置階 (つづき)	<p>※ 既存幼稚園（幼稚園型含む）の幼保連携型への移行特例</p> <p>園舎が幼稚園基準（耐火建築物かつ待避上必要な設備（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等）を満たしていれば、保育室等を2階に設置可。</p>

2 幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園の基準（主なもの）

項目	基準																							
①職員配置	<table border="1" data-bbox="432 367 1211 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 367 659 427" rowspan="2">園児の区分</th> <th colspan="2" data-bbox="659 367 1211 427">職員配置基準</th> </tr> <tr> <th data-bbox="659 427 1002 477">新基準(R6.4～)</th> <th data-bbox="1002 427 1211 477">旧基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 477 659 533">0歳児</td> <td data-bbox="659 477 1002 533">3人に1人</td> <td data-bbox="1002 477 1211 533">3人に1人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 533 659 589">1～2歳児</td> <td data-bbox="659 533 1002 589">6人に1人</td> <td data-bbox="1002 533 1211 589">6人に1人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 589 659 645">3歳児</td> <td data-bbox="659 589 1002 645"><u>15人に1人</u></td> <td data-bbox="1002 589 1211 645">20人に1人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 645 659 703">4～5歳児</td> <td data-bbox="659 645 1002 703"><u>25人に1人</u></td> <td data-bbox="1002 645 1211 703">30人に1人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="432 734 1305 770">※ 可能な限り、新しい基準で配置できるよう務めてください。</p> <p data-bbox="432 790 938 826">※ 常時2人を下回ってはならない。</p>			園児の区分	職員配置基準		新基準(R6.4～)	旧基準	0歳児	3人に1人	3人に1人	1～2歳児	6人に1人	6人に1人	3歳児	<u>15人に1人</u>	20人に1人	4～5歳児	<u>25人に1人</u>	30人に1人				
園児の区分	職員配置基準																							
	新基準(R6.4～)	旧基準																						
0歳児	3人に1人	3人に1人																						
1～2歳児	6人に1人	6人に1人																						
3歳児	<u>15人に1人</u>	20人に1人																						
4～5歳児	<u>25人に1人</u>	30人に1人																						
②職員配置	<p data-bbox="416 898 1473 987">上記区分ごとに算定した数に一未満の端数を生じたときは、これを一に切り上げる。</p>																							
③職員資格 (免許・資格)	<p data-bbox="408 1111 775 1146">満3歳未満・・・保育士資格</p> <p data-bbox="408 1167 1169 1202">満3歳以上・・・幼稚園教員免許状及び保育士資格を併有</p> <p data-bbox="437 1223 1445 1258">※ 下表のとおり一定の要件の下で片方の免許状及び資格により従事可能</p> <table border="1" data-bbox="416 1294 1426 2022"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1294 703 1552" rowspan="3">免許・資格 保有状況</th> <th colspan="3" data-bbox="703 1294 1426 1346">従事区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="703 1346 1198 1406">満3歳以上児</th> <th data-bbox="1198 1346 1426 1552" rowspan="2">満3歳未満児 (3号認定)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="703 1406 948 1552">学級担任</th> <th data-bbox="948 1406 1198 1552">教育及び保育時間相当利用児 (2号認定)への教育及び保育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1552 703 1693">幼稚園教諭免許・ 保育士資格を併有</td> <td data-bbox="703 1552 948 1693">従事可能</td> <td data-bbox="948 1552 1198 1693">従事可能</td> <td data-bbox="1198 1552 1426 1693">従事可能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1693 703 1850">幼稚園教諭免許 のみ</td> <td data-bbox="703 1693 948 1850">従事可能</td> <td data-bbox="948 1693 1198 1850">幼稚園型・ 地方裁量型のみ 従事可能</td> <td data-bbox="1198 1693 1426 1850">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1850 703 2022">保育士資格 のみ</td> <td data-bbox="703 1850 948 2022">保育所型・ 地方裁量型のみ 従事可能</td> <td data-bbox="948 1850 1198 2022">従事可能</td> <td data-bbox="1198 1850 1426 2022">従事可能</td> </tr> </tbody> </table>			免許・資格 保有状況	従事区分			満3歳以上児		満3歳未満児 (3号認定)	学級担任	教育及び保育時間相当利用児 (2号認定)への教育及び保育	幼稚園教諭免許・ 保育士資格を併有	従事可能	従事可能	従事可能	幼稚園教諭免許 のみ	従事可能	幼稚園型・ 地方裁量型のみ 従事可能	—	保育士資格 のみ	保育所型・ 地方裁量型のみ 従事可能	従事可能	従事可能
免許・資格 保有状況	従事区分																							
	満3歳以上児		満3歳未満児 (3号認定)																					
	学級担任	教育及び保育時間相当利用児 (2号認定)への教育及び保育																						
幼稚園教諭免許・ 保育士資格を併有	従事可能	従事可能	従事可能																					
幼稚園教諭免許 のみ	従事可能	幼稚園型・ 地方裁量型のみ 従事可能	—																					
保育士資格 のみ	保育所型・ 地方裁量型のみ 従事可能	従事可能	従事可能																					

項目	基準								
④施設設備 (必要施設)	保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室 (2歳未満の子を保育する場合) 乳児室又はほふく室								
⑤施設設備 (保育室等 の面積)	<table border="1" data-bbox="418 450 1216 725"> <thead> <tr> <th>保育室等の区分</th> <th>必要面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室 (満2歳未満)</td> <td>1. 65 m²/人</td> </tr> <tr> <td>ほふく室 (満2歳未満)</td> <td>3. 3 m²/人</td> </tr> <tr> <td>保育室又は遊戯室 (満2歳以上)</td> <td>1. 98 m²/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 既存幼稚園の幼稚園型 (又は地方裁量型) への移行特例 →園舎の面積が下記「⑥施設設備 (園舎の面積)」の基準を満たす場合には、 3歳以上の保育室の面積については当該基準を適用しないことができる。</p>	保育室等の区分	必要面積	乳児室 (満2歳未満)	1. 65 m ² /人	ほふく室 (満2歳未満)	3. 3 m ² /人	保育室又は遊戯室 (満2歳以上)	1. 98 m ² /人
保育室等の区分	必要面積								
乳児室 (満2歳未満)	1. 65 m ² /人								
ほふく室 (満2歳未満)	3. 3 m ² /人								
保育室又は遊戯室 (満2歳以上)	1. 98 m ² /人								
⑥施設設備 (園舎の面 積)	<p>(1学級の場合) 180 m²以上 (2学級以上の場合) 320 + 100 × (学級数 - 2) m²</p> <p>ただし、満3歳未満の子どもの保育を行う場合には、満2歳児の保育室、遊戯室等及び満2歳未満の子どもの乳児室、ほふく室等の面積を除く。</p> <p>※ 既存保育所の保育所型 (又は地方裁量型) への移行特例 →上記「⑤施設設備 (保育室等の面積)」要件を満たせば、当該基準を適用しないことができる。</p>								
⑦施設設備 (屋外遊戯 場の面積)	<p>屋外遊戯場・・・①②どちらも満たすこと</p> <p>① 2歳以上の子ども1人につき3. 3 m²</p> <p>② (2学級以下の場合) 330 + 30 × (学級数 - 1) + 2歳児の子ども1人につき3. 3 m²</p> <p>(2学級以上) 400 + 80 × (学級数 - 3) + 2歳児の子ども1人につき3. 3 m²</p> <p>※ 既存の保育所が保育所型 (又は地方裁量型) に移行する場合には①のみで可。 ※ 既存の幼稚園が幼稚園型 (又は地方裁量型) に移行する場合には②のみで可。</p>								

項目	基準
⑧施設設備 (食事提供)	<p>自園調理が原則（例外規定あり）</p> <p>※ 食事の提供について、幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人未満の場合、調理室を設けないことができる。（調理設備は必要。）</p>

※ 上表のほか、「幼稚園型」の幼稚園部分については幼稚園認可基準を、「保育所型」の保育所部分については保育所認可基準を遵守。

<認定こども園についての問い合わせ先（仙台市以外）>

宮城県保健福祉部子育て社会推進課保育支援班

電話022-211-2529

HP <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/>

各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係

	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定 (19条1項1号)	②2号認定 (19条1項2号)	③3号認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設(施設型給付)			
幼保連携型認定こども園	○(※1)	○	○(※1)
幼稚園型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所型認定こども園	○	○	○(※1)
地方裁量型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所	(※3)	○(※2)	○(※2)
幼稚園	○	(※3)	
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)			
小規模保育	(※3)	(※3)	○
家庭的保育	(※3)	(※3)	○
居宅訪問型保育	(※3)	(※3)	○
事業所内保育	(※3)	(※3)	○(従業員枠・地域枠)

※1 定員を設定しないことも可能。 ※2 ②③いずれかのみでの設定も可能。 ※3 特例給付による利用形態あり。